

第 2 回 相模原・津久井地域合併協議会

日時：平成 16 年 5 月 30 日（日）午後 2 時から

場所：城山町立公民館大会議室（町民センター 2 階）

<相模原・津久井地域合併協議会事務局>

〒229-0036 相模原市富士見 6 - 6 - 23 けやき会館 3 階

TEL (042)769-8206（直通） FAX(042)768-4066

E-mail:kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

URL <http://www.st-gappei.jp>

目 次

議 事

< 協議事項 >

協議第 1 号	相模原・津久井地域合併協議会における協議事項について……………	1
協議第 2 号	合併の方式について……………	9
協議第 3 号	合併の期日について……………	12
協議第 4 号	新市の名称について……………	16
協議第 5 号	新市の事務所の位置について……………	18
協議第 6 号	事務事業一元化の基本方針について……………	20

そ の 他

(1)	第 3 回相模原・津久井地域合併協議会次第 (案) について……………	23
(2)	今後の協議会開催日程 (案) について……………	23

協議第 1 号

相模原・津久井地域合併協議会における協議事項について

相模原・津久井地域合併協議会における協議事項について、次のとおり協議を求める。

平成 16 年 5 月 30 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

協議事項

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 議会議員の定数及び任期の取扱い
- 6 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 7 特別職の身分の取扱い
- 8 一般職の職員の身分の取扱い
- 9 財産の取扱い
- 10 条例、規則等の取扱い
- 11 事務組織及び機構の取扱い
- 12 電算システムの取扱い
- 13 行政連絡機構の取扱い
- 14 慣行の取扱い
 - ・ 市章
 - ・ 市の花、木、鳥、歌等
 - ・ 市の憲章、宣言
 - ・ 市の行事
 - ・ 名誉市民及び市政功労者等
- 15 公共的団体等の取扱い
- 16 町名・字名の取扱い
- 17 土地利用の取扱い
- 18 上下水道事業の取扱い
- 19 地方税の取扱い
- 20 国民健康保険事業の取扱い
- 21 介護保険事業の取扱い
- 22 保健衛生事業の取扱い
- 23 使用料、手数料等の取扱い

- 24 補助金、交付金等の取扱い
- 25 一部事務組合等の取扱い
 - ・ 一部事務組合
 - ・ 公社、事業団等
 - ・ 第三セクター
 - ・ その他協議会等
- 26 清掃事業の取扱い
- 27 消防業務及び消防団の取扱い
- 28 防災事業の取扱い
- 29 都市内分権と地域審議会等の設置
- 30 各種事務事業の取扱い
- 31 まちづくりの将来ビジョン

協議事項の内容

協議事項	内 容
1 合併の方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新設合併」又は「編入合併」のどちらの形態とするか協議する。 ・ 合併の方式により、新市の名称、首長、議会議員、農業委員会委員、条例規則等の取扱いが異なる。
2 合併の期日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併特例法の適用期限を視野に入れたうえで決定する必要がある。 ・ 合併の効力は、総務大臣の告示により発生する。 ・ 合併特例法が今通常国会で改正された。
3 新市の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併の方式によりその取扱いが異なる。新設合併の場合は、すべての市町村が廃されるため、新しい名称を決定しなければならない。
4 新市の事務所の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設合併の場合には新たに事務所の位置を決定しなければならない。 ・ 新市の事務所の位置を決定するにあたっては、地方自治法第4条第2項に基づき、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
5 議会議員の定数及び任期の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併特例法により、合併後の一定期間に限り、議会議員の定数や在任に関する特例措置が認められているため、この措置を適用するか否かについて協議する。 ・ 特例措置の内容は、合併の方式により異なる。
6 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併特例法により、合併関係市町村（市町村の合併により区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村）の農業委員会の選挙による委員の数及び任期については、特例措置が認められているため、この措置を適用するか否かについて協議する。 ・ 農業委員会等に関する法律により、市町村面積が24,000ha以上、又は農地面積が7,000ha以上のいずれかの要件を満たしたときは、市町村の区域を分けて、2以上の農業委員会を置くことができ、この場合における市町村合併の場合の農業委員会の存続並びに委員及び職員の身分については特例措置が認められているため、この措置を適用するか否かについて協議する。 ・ 特例措置は、合併の方式により異なる。

7 特別職の身分の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設合併をする市町村又は編入合併で編入される市町村においては、首長、助役、収入役、各種審議会委員等の特別職の委員は失職するが、合併に関与した市町村の特別職の職員が失職することにより合併後の事務の推進に支障が生じる可能性もあることから、新市町村において当分の間、参与、顧問等の特別職として位置付ける事例があるため、これら特別職の職員をどのように処遇するのかを協議する。
8 一般職の職員の身分の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併特例法により、合併関係市町村は、その協議により、合併の際、現にその職にある一般職の職員が引き続き新市町村の職員としてその身分を保有するように措置しなければならないと定められているため、合併関係市町村の一般職の職員を新市の職員として引き継ぐ旨の協議を行う。
9 財産の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係市町が保有している財産（公有財産、物品及び債権並びに基金）の取扱いを協議する。
10 条例、規則等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設合併の場合においては、関係市町の条例、規則等は全て失効し、新市の条例、規則等が施行されることになる。 ・ 新市の条例、規則等が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行されていた条例、規則等を新市の条例、規則等として当該地域に引き続き施行することができるほか、必要に応じて、首長の職務執行者が専決処分によって条例を制定することもできるため、新市の発足の日に事務処理に不都合のないようにしておく必要がある。 ・ 編入合併の場合、編入される市町村の条例、規則等は失効し、編入する市町村の条例、規則等が施行されることになる。なお、編入する市町村は、協議によって定めた各種特例のうち、条例で定める必要のあるものの処理、新たに編入する市町村の施設として設置するための条例、規則等の整備を行う必要がある。
11 事務組織及び機構の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設合併の場合は、条例や規則等に基づいて、組織や機構を新たに設置する必要がある。 ・ 編入合併の場合は、編入する市町村の組織や機構が編入される市町村の事務に対応できるように、必要に応じて機構改正を行い、円滑に事務引継ぎができるように措置する必要がある。 ・ 本庁組織のほか、出先機関、附属機関等の取扱いについても協議する。

<p>1 2 電算システムの取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の電算システムの統合、新システムの構築等について協議を行う。 ・ 電算機器等をリース契約で使用している場合は、契約時期は関係市町村でまちまちであることから、解約時期によってはキャンセル料を支払わなければならないことがあり、各市町村でも予算措置をしなければならないため、この調整も行う必要がある。
<p>1 3 行政連絡機構の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会、自治会等住民自治組織への広報紙の配布委託等、行政連絡事務の機構の取扱いについて協議する。
<p>1 4 慣行の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市章 ・ 市の花、木、鳥、歌等 ・ 市の憲章、宣言 ・ 市の行事 ・ 名誉市民及び市政功労者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種慣行については、地域の伝統文化との結びつきが強いものがあるため、地域の特性や住民生活に十分配慮しながら、その取扱いについて協議する。
<p>1 5 公共的団体等の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共的団体等とは、地方自治法第157条の公共的団体等と同義で、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的活動を営む全ての団体を含み、法人格を持つかどうかは問わない。 ・ 合併特例法では、合併関係市町の区域内の公共的団体等は、市町村合併に際し、新市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとしている。 ・ できるだけ公共的団体等の統合がなされるよう検討し、公共的団体等の理解を求める必要がある。
<p>1 6 町名・字名の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町名、字名の取扱いについて協議する。 ・ 合併の際に、町、字の名称を変更しようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要である。
<p>1 7 土地利用の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併後の新市における一体性の確保に資するため、都市計画区域の統合及び線引きの実施など、土地利用の取扱いについて協議する。
<p>1 8 上下水道事業の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料、加入金、分担金、助成制度、給水（処理）区域、事業会計、基金、基盤整備、維持補修等の調整について協議する。

1 9 地方税の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税制法上、市町村が課することのできる税のうち、税率が法で定められ、変更の余地のない税率により全ての市町村が課している税目以外に、関係市町村間で税率が異なる場合や課税する税目が異なる場合がある。合併特例法により、合併年度と引き続く5年間は、地域の実情に併せた不均一課税や課税免除が認められるため、その取扱いについて協議する。 ・ 不均一課税及び課税免除を行う場合は、税条例改正等の手続きを行う必要がある。 ・ 合併関係市町において、すでに、不均一課税及び課税免除が行われていた場合、その取扱いについても協議する必要がある。
2 0 国民健康保険事業の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険事業は、市町村が保険者になり運営しているが、賦課方式（税方式か保険料か）、保険料（税）率、納期、給付内容等が各市町村によって異なり、一元化を図る必要があるため、その取扱いについて協議する。 ・ 一元化を図る場合、住民の負担と給付内容について、新市の住民間で不均衡が生じないように、かつ急激な負担の変化がないように、その経理内容の実情把握を行い、制度の効率化と円滑な統一に向けて十分な調整が必要である。 ・ 保険料（税）の不均一賦課についても協議する必要がある。
2 1 介護保険事業の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料や納期、給付、提供サービス内容等が各市町によって異なり、一元化を図る必要があるため、その取扱いについて協議する。 ・ 保険料の不均一賦課についても協議する必要がある。
2 2 保健衛生事業の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種保健事業、予防対策事業、救急医療、保健所業務等の実施内容、実施体制等について協議する。
2 3 使用料、手数料等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係市町の各種行政サービスや使用料等の調整について協議する。これらは、住民生活に大きな影響を及ぼすものであるため、急激な変化を生じさせないように十分に留意しながら、他の使用料とのバランスや合併後の健全経営の観点から総合的に調整する必要がある。
2 4 補助金、交付金等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の経緯や実情等に配慮しつつ、新市における必要性や効果、財政状況等の観点から内容を検討し、調整を図る。

<p>2 5 一部事務組合等の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部事務組合 ・ 公社、事業団等 ・ 第三セクター ・ その他協議会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併に伴い、市町村の法人格が消滅するため、一部事務組合により広域行政事務を共同で行っている関係自治体と協議のうえ、その取扱いを決めておく必要がある。 ・ 新設合併の場合又は一部事務組合を構成する市町村が編入される場合は、一部事務組合の脱退の手続きが必要になる。この場合、引き続き元の一部事務組合で事務を処理する場合には、改めて新市の加入の手続きが必要になる。なお、引き続き一部事務組合で事務を処理する場合には、当該事務処理をどの範囲で行うかについて関係市町村間の協議が必要である。場合によっては、従前の構成市町村のみの区域で従来と同様の共同処理を行うことも考えられる。 ・ 合併関係市町村が一部事務組合の構成市町村を包括する場合は、市町村間での共同処理事務がなくなり、当該一部事務組合が有する財産等は、通常新市町村にそのまま引き継がれることになる。 ・ 一部事務組合の構成市町村の増減、規約の変更等には県知事の許可を要するとともに、これらに係る構成市町村の協議には、当該構成市町村の議会の議決を要する。 ・ 関係市町村において、同種の公社、事業団、第三セクター等がある場合、その統合整備について協議する。 ・ 地方自治法による協議会については、一部事務組合と同様の取扱いとなる。
<p>2 6 清掃事業の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみやし尿の収集と処理等について、制度の調整や統一について協議する。
<p>2 7 消防業務及び消防団の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、救急業務の一体性を速やかに確立するため、その取扱いについて協議する。 ・ 消防団の組織構成、待遇等は各市町において異なるため、その取扱いについても協議する。
<p>2 8 防災事業の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災対策、防災計画等の取扱いについて協議する。 ・ 災害時における指揮命令系統に支障が生じないように早期に調整しておく必要がある。 ・ 防災計画は、新市において速やかに策定する必要がある。 ・ 防災無線の統合も協議しておく必要がある。

<p>2 9 都市内分権と地域審議会等の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係市町の歴史、文化、生活様式など各地域の伝統や特性を尊重し、個性豊かな地域が共存する都市内分権の具体的な方法等について協議する。 ・ 新市の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項について新市の長に意見を述べるため旧市町村単位で置くことができる地域審議会の設置の可否及び内容について協議する。
<p>3 0 各種事務事業の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性政策事業 ・ 姉妹都市、国際交流事業 ・ 広報広聴関係事業 ・ 納税関係事業 ・ 交通関係事業 ・ 窓口業務 ・ 障害者福祉事業 ・ 高齢者福祉事業 ・ 児童福祉事業 ・ 保育事業 ・ 生活保護事業 ・ 健康づくり事業 ・ 環境対策事業 ・ 農林水産関係事業 ・ 商工観光関係事業 ・ 勤労者・消費者関係事業 ・ 建設関係事業 ・ 市町立小中学校の通学区域 ・ 学校教育事業 ・ 文化振興事業 ・ コミュニティ施策 ・ 社会教育事業 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育、福祉、産業、建設などあらゆる分野の行政サービスや住民負担、独自の事務事業、制度等の取扱いについて協議する。
<p>3 1 まちづくりの将来ビジョン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併した場合に考えられる「まちづくりの基本理念」や「まちづくりの施策」についての基本方向に関する検討を行い、将来ビジョンを作成する。

協議第2号

合併の方式について

合併の方式について、次のとおり協議を求める。

平成16年5月30日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

合併の方式は、城山町、津久井町及び相模湖町を廃し、その区域を相模原市に編入する編入合併とする。

なお、各市町の文化や伝統を尊重し、地域の個性と特色を活かしたまちづくりを進めるものとする。

編入合併と新設合併の比較

		編入合併	新設合併
定 義		市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。	2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。
法人格		編入する市町村の法人格が継続する。	新たに法人格が発生する。
合併市町村の名称		編入する市町村の名称とすることが多いが新たに制定することができる。	新たに制定する。
市町村の長		編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は失職する。	消滅する合併関係市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 合併市町村の法定数による設置選挙を行う。
	特例	次のいずれかによることができる。 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。 (増加分は編入された区域に配分) 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数(法定数の2倍まで)とする。 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。

		編入合併	新設合併
農業委員会の委員(合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合)	原則	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。	消滅する合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は全て失職する。
	特例	編入される市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。	合併関係市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。
特別職の職員		編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。	消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。(新たに選任する。)
条例・規則		編入する市町村の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)	消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。(新たに制定する。)

(注) 農業委員会の委員については、この他合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。

協議第3号

合併の期日について

合併の期日について、次のとおり協議を求める。

平成16年5月30日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

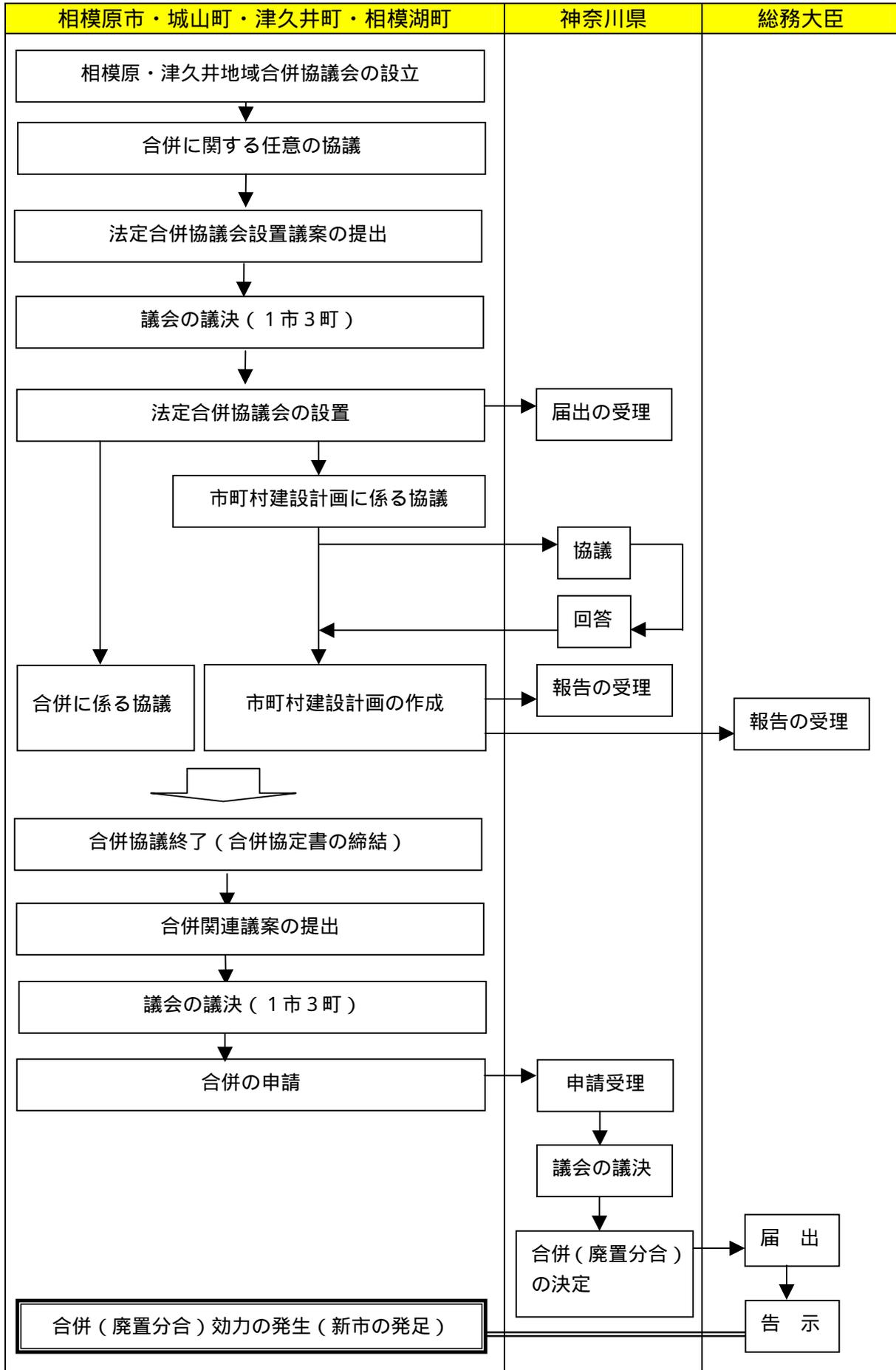
合併の期日は、「市町村の合併の特例に関する法律」(昭和40年法律第6号)の適用を受け、平成18年3月31日までに合併することを目標とする。

- 1 第159回国会で改正された「市町村の合併の特例に関する法律」(昭和40年法律第6号)に基づく各種の財政支援措置を受けるためには、平成17年3月31日までに県知事へ合併申請を行い、平成18年3月31日までに合併する必要がある。
- 2 合併するためには、1市3町の各議会において議決してから県知事への合併申請、県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出、官報に告示など、様々な手続が定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。

改正後の合併特例法と合併新法の比較

区 分	改正後の合併特例法	合 併 新 法
名 称	市町村の合併の特例に関する法律	市町村の合併の特例等に関する法律
適用対象	平成17年3月31日までに合併した市町村 ただし、平成17年3月31日までに、県知事へ合併申請し、平成18年3月31日までに合併した場合には、引き続き合併特例法の規定を適用して、財政上の優遇措置などが受けられる。	平成17年4月1日から平成22年3月31日までに合併した市町村
新市町村のマスタープランの作成	合併協議会で「市町村建設計画」を作成する。	合併協議会で「合併市町村基本計画」を作成する。
地方交付税の額の算定にあたっての特例（合併算定替）	合併した年度及びこれに続く10年度は、合併前の市町村が存続するとして算定した合算額を下回らないように算定される。その後5年度は、激変緩和措置がある。	平成17、18年度に合併した場合は、合併した年度及びこれに続く9年度、平成19、20年度に合併した場合は、合併した年度及びこれに続く7年度、平成21年度に合併した場合は、合併した年度及びこれに続く5年度は、それぞれ合併前の市町村が存続するとして算定した合算額を下回らないように算定される。また、それぞれその後5年度は、激変緩和措置がある。
合併特例債	新市建設計画に位置付けた公共施設の整備等について充てることができ、合併した年度及びこれに続く10年度に限り発行できる地方債。対象事業費の95%に充てることができ、その元利償還金の70%は、後年度普通交付税で措置される。	合併特例債は廃止。
合併特例区	合併新法（右欄）と同じ。 （ただし、平成11年7月16日から平成17年3月31日までに合併した市町村にも設置できる。）	合併後の一定期間（5年以下）、旧市町村（複数の旧市町村単位でも設置可）の地域住民の意見を反映しつつ、一定の事務を処理することができる合併特例区（法人格あり）を設けることができる。
地域自治区の合併による特例	合併新法（右欄）と同じ。 （ただし、平成11年7月16日から平成17年3月31日までに合併した市町村にも設置できる。）	合併に際して、住民意見の反映と行政と住民の連携の強化を目的として、旧市町村単位（複数の旧市町村単位でも設置可）で法人格を有さない地域自治区を設けることができる。

市町村合併の手続の概要



協議第4号

新市の名称について

新市の名称について、次のとおり協議を求める。

平成16年5月30日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

新市の名称は、相模原市とする。

編入合併の場合は、編入する市町村の法人格が継続することから、編入する市町村の名称とすることが通常であるが、編入する市町村の名称を変更することにより新たに制定することもできる。

なお、編入合併に伴って市町村の名称を変更する場合は、地方自治法の規定により、あらかじめ都道府県知事に協議し、条例で定める必要がある。

協議第 5 号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、次のとおり協議を求める。

平成 16 年 5 月 30 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

新市の事務所の位置は、相模原市中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号（現在の相模原市役所の位置）とする。

編入合併の場合には、通常は編入する合併市町村の事務所の位置となる。

なお、事務所の位置を変更する場合には、地方自治法の規定により住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について考慮を払うことが必要である。

協議第 6 号

事務事業一元化の基本方針について

事務事業一元化の基本方針について、次のとおり協議を求める。

平成 16 年 5 月 30 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

事務事業一元化の基本方針

1 基本原則

(1) 一体性の確保

新市に移行する際、住民の生活に支障をきたさないようできるだけ早く一体性を確保できるよう調整するものとする。ただし、従来の経緯や財政への影響を勘案し、早期に統一できないものについては、段階的に調整するものとする。

(2) 住民福祉の向上

現在、各市町で行っている各種行政サービスについては、住民とのパートナーシップの観点からサービス水準や内容を十分検討し、より効果的な方法で住民福祉の向上が図られるよう調整に努めるものとする。

(3) 負担の公平

使用料・手数料や地方税など住民が直接負担するものについては、その料金や税率について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努めるものとする。

(4) 健全な財政運営

新市の財源確保に努めるとともに、効率的な財政運営を目指し、地方分権の時代に対応した健全財政に努めるものとする。

(5) 行政改革の推進

事務事業の調整を図る際には、社会情勢の動向も踏まえ、事業の妥当性・必要性についても十分検討を行い、行政改革を推進する観点から、事務事業の見直しに努めるものとする。

(6) 地域特性の尊重

各市町が実施してきた事業のうち、それぞれの地域性やこれまでの経緯の中で行われてきた事業等については、それぞれの地域が有する特性を活かした魅力あるまちづくりの実現に向け、地域特性の尊重に努めるものとする。

2 調整方針

(1) 新市における住民福祉の向上に向け、基本原則に基づき、相模原市の制度を基準に統一・調整を図るものとする。

(2) 関係市町の制度のうち、地域特性を有するもの、合併後ただちに統一・実施することで、住民生活等に大きな影響を与えるものについては、経過措置の設定等、円滑な移行に向けた調整を図るものとする。

3 調整方針の区分

事務事業一元化の調整方針の決定にあたっては、次表に掲げる区分を基準として、定めるものとする。

調整方針の区分		調整方針の具体例
現行	現行のまま存続	・現行のまま新市に引き継ぐ。
統合	合併時に統合	・合併時に相模原市の制度に統合する。
	速やかに統合	・速やかに相模原市の制度に統合する。
	段階的に統合	・3年間(5年間)は現状のままとし、その後、相模原市の制度に統合する。 ・3年間(5年間)で、段階的に相模原市の制度に統合する。 ・3年(5年)以内に、相模原市の制度に統合する。
廃止	廃止の方向で調整	・合併時に廃止する。 ・新市において速やかに廃止する。 ・3年間(5年間)で段階的に廃止する。 ・3年(5年)以内に廃止の方向で調整する。

経過措置の期間の設定については、原則として3年間とする。ただし、3年間で統合することが極めて困難な場合は、5年間とする。

4 事務事業の協議ランクと調整方針の決定区分

事務事業の調整方針の決定にあたっては、次表に掲げる協議ランク設定基準により定めた協議ランクに応じた決定組織において行うものとする。

<p>ランク A</p>	<p>合併協議会で協議すべきもの（合併協議項目）</p> <p>（１）合併の基本４項目とされているもの 「合併の方式」「合併の期日」「新市の名称」「新市の事務所の位置」</p> <p>（２）市町村の合併の特例に関する法律等に規定されているもの 「議会議員の定数及び任期の取扱い」「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」「特別職の身分の取扱い」「一般職の職員の身分の取扱い」「地方税の取扱い」など</p> <p>（３）住民生活に関わり合いの深い給付と負担に直結するもの 「国民健康保険事業の取扱い」「介護保険事業の取扱い」「保健衛生事業の取扱い」「使用料・手数料等の取扱い」「補助金・交付金等の取扱い」など</p> <p>（４）１市３町の地域の実情、特性などから協議が必要なもの 「土地利用の取扱い」「上下水道事業の取扱い」「清掃事業の取扱い」「消防業務及び消防団の取扱い」など</p> <p>（５）各種事務事業のうち、一元化するための調整が特に困難であるもの</p>
<p>ランク B</p>	<p>専門部会、幹事会で協議し、合併協議会に報告するもの</p> <p>１市３町で実施している事務事業の一元化にあたって、財政的な影響が大きいもの</p>
<p>ランク C</p>	<p>専門部会で協議し、幹事会、合併協議会に報告するもの</p> <p>１市３町で実施している事務事業の一元化にあたって、１市３町の事務事業の内容が同様なもの又は相違の比較的軽微なもの</p>

報告第 1 1 号

議員の定数等に関する検討委員会規程について

議員の定数等に関する検討委員会規程について、次のとおり報告する。

平成 1 6 年 5 月 3 0 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

議員の定数等に関する検討委員会規程

(設置)

第 1 条 相模原・津久井地域合併協議会規約(以下「規約」という。)第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、相模原・津久井地域合併協議会(以下「協議会」という。)の事務のうち、合併後の議員の定数等議会に係る事項について、調査又は審議するため、議員の定数等に関する検討委員会(以下「委員会」という。)を協議会に置く。

(委員)

第 2 条 委員会は、委員 1 2 人以内をもって組織する。

2 委員は、規約第 1 条に規定する関係市町の議会の議員のうちから、協議会の会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項について、あらかじめ副委員長及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 前各項に掲げるもののほか、会議の運営については、相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程の例による。

(報告)

第 5 条 委員長は、委員会における調査又は審議の経過及び結果について会長に報告しなければならない。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員長に調査又は審議の経過の報告を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会の事務局及び委員長の属する議会の事務局において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年6月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に行われる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、会長が招集する。

その他

(1) 第 3 回相模原・津久井地域合併協議会次第 (案) について

第 3 回 相模原・津久井地域合併協議会次第

日時：平成 1 6 年 7 月 8 日 (木) 午後 2 時から

場所：けやき会館 5 階 大樹の間

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

< 協議事項 >

協議第 7 号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第 8 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第 9 号 特別職の身分の取扱いについて

協議第 10 号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第 11 号 財産の取扱いについて

協議第 12 号 条例、規則等の取扱いについて

協議第 13 号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第 14 号 電算システムの取扱いについて

< 報告事項 >

(1) 事務事業項目について

(2) まちづくりの将来ビジョン検討委員会の活動内容について

4 そ の 他

(1) 第 4 回相模原・津久井地域合併協議会次第 (案) について

(2) 今後の協議会開催日程 (案) について

5 閉 会

(2) 今後の協議会開催日程 (案) について

第 4 回相模原・津久井地域合併協議会 (予定)

日 時：平成 1 6 年 8 月 4 日 (水) 午後 2 時から

場 所：神奈川県立相模湖交流センター多目的ホール

(3) 合併重点支援地域の指定要望について

合併重点支援地域とは

- ・ 総務省の事務次官通知により定められた制度で、任意の合併協議会が設置されているなど市町村合併を検討している地域について、都道府県知事が指定するもの。
- ・ 全国で、560 地域（1,985 市町村）が指定されている。（平成 16 年 5 月 19 日現在。総務省調べ）

相模原・津久井地域における指定要望についての経緯

- ・ 平成 16 年 4 月 1 日付けで任意の合併協議会を設立（相模原・津久井地域合併協議会）
- ・ 4 月 30 日に第 1 回協議会開催
- ・ 5 月 30 日に第 2 回協議会開催（合併基本 4 項目について協議）
- ・ 5 月 31 日に県知事に対し、1 市 3 町の首長から文書で合併重点支援地域指定要望を行う予定。

合併重点支援地域指定に伴い期待される効果

- ・ 県の支援
 - 合併重点支援地域に対する具体的な支援策の検討
 - 市町村の要望に応じ、合併協議会事務局への県職員の派遣の検討
- ・ 国の支援
 - 「市町村合併支援プラン」に掲載されている各省庁の事業について、優先採択、重点投資を行う等、施策レベルでの配慮

本県の例

- ・ 真鶴町と湯河原町が、平成 15 年 6 月 1 日付けで合併重点支援地域に指定されている。